

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第四回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成 20 年 1 月 18 日（金）、10：00～11：50
2. 場所：総務省 10 階 1002 会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、
柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、田家総務課長、
中島参事官、西藤参事官

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 民間企業における従業員の不祥事と退職金の取扱い（安西弁護士）
- (3) 職員団体からの要望（公務労協）
- (4) 関係省庁ヒアリング（防衛省）
- (5) その他
- (6) 閉会

5. 議事概要

- (1) 民間企業における従業員の不祥事と退職金の取扱い（安西弁護士から発表）
安西弁護士から、資料に沿って、民間企業における従業員の不祥事と退職金の取扱いについて説明がなされた後、質疑応答が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 従業員の不祥事と退職金の返還請求について、日経連の参考例を挙げているが、過去に日経連において検討が行われたのか。
- ・ 退職後であっても、懲戒解雇相当の行為が発覚した場合には退職金を返還しなければならない旨の規定が退職金規程等があれば、退職者から退職金を返還させることは可能かもしれないが、在職者に対して懲戒解雇を行う場合に厳しいチェックが行われることを考えると、退職者について懲戒解雇相当の行為と判定する場合でも同様の厳しいチェックが必要である。
- ・ 使い込みが発覚し、内部調査中に当該社員が死亡してしまったような場合には、民間企業ではどう対処しているのか。
- ・ 会社の名誉を毀損した等、損害額が明白ではない場合は、民間企業ではどう対処しているのか。
- ・ 就業規則等に、退職金を相続人から返還させる旨の規定を盛り込むことはできるのか。
- ・ 退職金を支払ってしまった後に不祥事が発覚し、その返還を求める場合、元社員からの弁明の手續等はどうなっているのか。
- ・ 退職金の支給制限を追加する等、就業規則を厳しく変更する場合、組合からの主張としてはどのようなものがあったのか。

- (2) 職員団体からの要望（公務労協）

公務公共サービス労働組合協議会から、資料に沿って説明がなされた後、質疑応答が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 厳格な基準を設けることは当然として、退職手当の支給制限・返納等となる事由が新たに追加されるということ自体については、組合の中でコンセンサスがとれ

ているのか。

- ・支給制限・返納等となる具体的な要件を法律に明記すべきとのことだが、現行の懲戒事由の要件と比較してどの程度まで具体的であるべきと考えているのか。
- ・例えば、「禁錮以上の刑に該当する」という規定は具体的と考えるのか。
- ・要件について、法律に詳細に規定されることが重要なのか、それとも、何らかの形で基準が明確となるように定められていけばよいのか。
- ・すべてを法律で規定することは難しいので、下位の法令に委任していくことになると思うが、羈束性を高めていくということだと思う。
- ・支給制限・返納等の検討に際して、死亡した職員についても同様に扱うことはかまわないのか。
- ・退職手当の不支給・返納等処分について、訴訟の提起が可能なことは前提として、さらに不服申立てができるような制度を求めているのか。また、不服申立て前置主義までを求めているのか。
- ・「不支給・返納の認定」と「認定に基づいてなされた退職手当の不支給処分または返納処分」の両方について不服申立てを可能とする必要があるのはなぜか。一方だけでは不十分なのか。
- ・公務の特殊性を過度に強調すべきでないとのことだが、この検討会は公務員としての特殊性をかんがみて退職後に不祥事が発覚した場合の支給制限・返納等について検討することを目的としているのではないのか。退職手当は生活保障的な役割があるので、民間と同様の取扱いをすべきということか。
- ・民間準拠と公務の特殊性とのバランスをよく考える必要がある。

(3) 関係省庁ヒアリング（防衛省）

防衛省より、資料に沿って、現行の支給制限・返納等の実施状況や制度の問題点等について説明がなされた後、質疑応答が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・制度改正に当たり、被疑者死亡の際の支給制限においては、過失による事故のケースを配慮すべきとのことだが、現行の、禁錮以上の刑が確定した場合の支給制限においても過失を配慮すべきという趣旨ではないということによいか。
- ・禁錮以上の刑とならない場合でも、自損事故等で懲戒処分の対象となると思うが、死亡した職員に対しても懲戒処分は可能なのか。
- ・退職者管理の方法について、具体的な提案はあるか。
- ・返納命令の場合は、職員は税額を除いた手取額分のみ返納することになるが、自主返納の場合は支給額の額面全部を返納することとなり、返納額に違いがあるのではないか。
- ・退職手当を自主返納した後、起訴され禁錮以上の刑が確定し、退職手当の返納命令の対象になるような場合について、既に検討しているのか。
- ・寄附として自主返納された退職手当について、国は必ず受け取らなくてはならないのか。
- ・事前に退職手当を自主返納した場合、起訴された際に情状酌量されるのか。

(4) その他

今回は、平成20年2月13日（水）に開催することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性はある。